

福祉サービス第三者評価結果（総括表）

① 第三者評価機関名

一般社団法人 いばらき社会福祉サポート

② 施設・事業所情報

| | | |
|-----------------------------------|--|-----------|
| 名称：岩瀬東部認定こども園 | 種別：保育所型認定こども園 | |
| 代表者氏名：岩本崇 | 定員（利用人数）：75 名 | |
| 所在地：茨城県桜川市友部 170-1 | | |
| TEL：0296-75-2309 | ホームページ： http://sakuragawa-syakyo.com/kodomo.html | |
| 【施設・事業所の概要】 | | |
| 開設年月日 平成31年4月1日 | | |
| 経営法人・設置法人（法人名等）：社会福祉法人 桜川市社会福祉協議会 | | |
| 職員数 | 常勤職員：19 名 | 非常勤職員：1 名 |
| 専門職員 | 保育士・幼稚園教諭 12 名 | 保育士 1名 |
| | 保育士・児童指導員 1名 | 調理師 1名 |
| | 准看護師 1 名 | 家庭的保育者 2名 |
| 施設・設備の概要 | | |

③ 理念・基本方針

【理念】

- 園に関わる全ての人と共に交流し合い生きる喜びを育む
- 自然との触れ合いを通じて心身ともに健やかな子どもを育てる
- 子育て環境や地域ニーズを理解し必要な子育て支援に貢献する

【基本方針】

- インクルーシブ保育を実現する
- 子どもも大人もみんなで交流し一人ひとりが生きる喜びを実感できる
- ワクワクへのチャレンジを応援し豊富な体験と学びと自己肯定感を促す
- 五感を使った活動を積極的に取り入れ心と身体の成長を促す
- 保護者と子どもに寄り添い支援を行う
- 発達障害の理解と支援に積極的に取り組む
- 職員の資質向上のための環境を整える

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・インクルーシブ保育を取り入れ、個々に応じた関わりを実践している。
- ・主食持参から主食提供 ・布団の持ち運び軽減からコットの導入
- ・お箸セット持参から園の物を使用 ・オムツサブスク導入
- ・ICT導入により登園管理、保護者との連絡ツールのデジタル化

⑤ 第三者評価の受審状況

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| 評価実施期間 | 令和7年7月28日（契約日）～ 令和8年1月6日（評価結果確定日） |
| 受審回数（前回の受審時期） | 0回 |

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

・園は桜川市社会福祉協議会の公私連携型の認定こども園として運営されています。同市内には同じ運営方式の認定こども園として姉妹園があり、姉妹園とは11月に開所予定の児童発達支援事業所を姉妹園と連携して運営を行うことから情報交換、人的交流が行われています。

・保育の目標に「自分からすすんであそび、学ぶ」「見守る保育から寄り添う保育へ」を掲げてインクルーシブ保育の実現に取り組んでいます。

・保護者の子育て軽減につなげるために、主食は持参から園での提供、午睡用の布団は持ち運び軽減からコットを導入、お箸セットは園が準備、オムツのサブスク導入など取り入れています。また ICT 導入により登降園管理、保護者との連絡ツールのデジタル化等に取り組んでいます。育児休業中の保護者に向けたベビーマッサージ教室などを開催して、ストレス緩和やリラクゼーションに繋がっています。

・公認心理士と顧問契約し定期的な訪問により、「ちょっと気になるな」「少しだけ心配」と感じる子どもへの対応に関して、保護者、職員が相談できる体制が取られています。

◇改善を求められる点

・園の保育の質の向上に向けた課題の一つとして、保育の質の均一化と継続性が挙げられています。保育場面ごとの標準的な実施方法を作成することは、個々の職員による保育水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に補完することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、保育の内容や方法は一定の水準と質を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

・園では虐待防止や事故対応、保健衛生等のマニュアルが整備されていますが、インクルーシブ保育の取り組みが始まり、11月には児童発達支援事業所の開設に向けての準備が進んでいる中で、保育方針を意識した保育の実践のためにも、保育場面を含め園の現状に合った独自のマニュアルの整備を望みます。マニュアル類の作成にあたっては、常に見直し・改善の方針で臨むことを望みます。

・現在、桜川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の中で園の事業計画・事業報告は提示されていますが、事業ごとの詳細を把握することが出来ないため、事業概要、提供サービス、運営体制、行事計画等、園の活動内容を全体的に見える化できる園独自の事業計画書、事業報告書の作成を望みます。

・園の理念・基本方針に即した「期待する職員像」を明確にすることは、保育士がどんな姿を目指せばいいのかという共通理認識につながります。「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりが設定した目標について年度当初・年度末（期末）に面接を行い、目標達成度の確認を行うなど、人事考課を踏まえた目標管理の仕組み作りを望みます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたび第三者評価を受審し、日頃の保育・教育活動について客観的な視点からご意見をいただきました。

本年度より取り組んでいるインクルーシブ保育や、公私連携型こども園としての体制、併設の児童発達支援事業所との連携・人的交流、さらに公認心理師による定期的な相談体制などが、子どもたちの育ちを支える仕組みとして評価されました。また、園からの主食、お箸セットの提供、オムツのサブスク、ICT導入により登降園管理、保護者との連絡ツールのデジタル化も保護者の子育て軽減につながる取り組みとして評価されました。

評価を通して、職員一人ひとりの取り組みや園全体の方針が適切に機能している点を確認できたことは、大きな励みとなりました。

一方で、質の向上に向けた保育の質の均一化と継続性のため保育水準の標準的な実施方法の明確化、保育方針を意識した保育実践のための園の現状にあった独自の各種マニュアルの整備、園独自の事業計画、報告書の作成することなどご意見いただきました。

また、園の理念・基本方針に即した「期待する職員像」を明確にするうえで人事考課を踏まえた目標管理の仕組み作りなど、より充実した環境づくりに向けて改善すべき点についても貴重なご指摘をいただきました。

今後も、子どもたちの健やかな成長と保護者の皆様の安心につながる園づくりを目指し、職員一同、継続的な見直しと向上に努めてまいります。

⑧評価細目の第三者評価結果（別紙）